

いずみさの昔と今 第260回

「戦争資料」佐野飛行場について

現在開催中の夏季企画展「ちよつとむかしのいずみさの」泉佐野と戦争」では、新たに寄贈いただいた資料を含む多数の戦争関係資料を展示し、近代の戦争と泉佐野の歴史を紹介しています。佐野飛行場のコンクリート片、陸軍のものと思われる食器類、葉莢（やつきょう）なども軍服類と共に展示しています。今回はこの飛行場について紹介します。

佐野飛行場が設定された経緯は、太平洋戦争の開戦による防空戦想定があげられます。昭和17（1942）年、大阪の防空用飛行場として設定に着手され、同年には建設予定地への土地買収などが進められました。飛行場は、佐野町・日根野村・長滝村・南中通村にまたがり、総面積約264ha（現在の関西国際空港は総面積511ha）に及ぶ広大なものでした。この建設により、ため池は埋め立てられ、農地は買収され、蟻通社も現在地への移転を余儀なくされるなど、様々な面で変化がありました。

こうして建設された佐野飛行場ですが、昭和19（1944）年の明野陸軍飛行学校佐野分校所発足後、終戦を迎えるまでのたった数年でその役目を終えます。昭和19年6月14日に明野から航空士官として短期養成された陸士57期生が佐野へ移り、訓練を開始し、訓練生の実技訓練の場として重用されました。当時の佐野飛行場には97式戦闘機、一式戦闘機（隼）などが配備され、訓練に利用されました。訓練生は8、9月にかけて一式戦闘機や二式戦闘機（鐘馗）、三式戦闘機（飛燕）などでも訓練を受けたようです。10月25日に課程を修了しましたが、同日、レイテ沖で海軍の神風特別攻撃隊が初出撃し、陸軍も特攻攻撃が行われるようになります。陸士57期生も陸軍特攻隊として参加し、各期の特攻戦死者の内、57期生で全体の約56%を占めるほどでした。翌年昭和20（1945）年3月の第一次大阪大空襲では、夜間照明のない佐野飛行場では飛び立てず、作戦行動をとれませんでした。同年4月になると、特攻攻撃が主力となり、佐野飛行場も作戦飛行場として特攻隊の訓練を行う場となりました。訓練は1日40分の搭乗時間を1ヵ月という短期間のものでした。

その後、佐野飛行場は、当初の設定通り本土の防空飛行場として勤めを果たすことになりました。

レイクアルスタープラザ・カワサキ歴史館いずみさの
☎469-7140 Fax469-7141
休館日 月曜日、祝日（祝日が月曜日の場合はその翌日、日曜日の場合はその翌々日）
開館時間 午前9時～午後5時
（入館は午後4時30分まで）
入館料 無料

佐野飛行場でエンジンスタートする一式戦闘機



7月には五式戦を主力とする飛行第111戦隊が移駐、8月にはレイテ航空戦に参加していた飛行第55戦隊が佐野飛行場に移駐し、111戦隊が転出するなど本格的な防空戦力が配備されます。この頃、国民学校毎に一台製作した偽装飛行機を並べ、飛行機を隠すなど学生の勤労員が行われ、佐野飛行場に尽力しています。訓練生や特攻攻撃に散った有望な若者、阪神地区防空のために出撃した精鋭など様々なパイロットをみてきた佐野飛行場は、葵町から安松に亘る地面の下で眠っています。

【事例①】
電話で大手電力会社名を早口で名乗り、「今より電気代が安くなるプランがあるから説明に行きたい」と言われたので訪問を了承した。本場に大手電力会社だろうか。個人名は聞き取れたが、会社名は聞き取れなかった。大手電力会社でないのなら断りたい。

【事例②】
大手電力会社名を名乗り、「電気計量診断に訪問する。オール電化でなくても3〜5割電気代が安くなる」との電話があった。二人暮らしで電気代はそんなに高かったりしない。来訪を断りたい。

【解説】
事例①は、訪問時に会社名を確認して名刺を要求したところ、大手電力会社とは関係のない住宅リフォームや太陽光発電システムの販売、施工会社だったことが判明したので断った。

事例②は、来訪予定業者に消費生活センターから連絡をして経緯を尋ねた結果、大手電力会社とは無関係の会社で、電気温水器を販売する予定だったことがわかった。

誰もが光熱費など毎日の暮らしに必要な経費は少しでも安くなればと考えています。平成28（2016）年4月から電力が小売り自由化になりました。それに伴って便乗商法やオール電化工事の勧誘などでトラブルが発生しています。

オール電化や太陽光発電システムのような契約は高額で、設備費用の支払いが長期間になったり、メンテナンス費用がかかったりする事もあります。また、契約内容を一度の説明だけで理解するのは困難な場合もあります。今、キャンペーン期間だから割引します「モニター契約で安くしておきます」などと言われても、その場ですぐに契約をしないで、複数の業者から見積もりを取り、比較検討をしましょう。

訪問販売では、断っているのにさらに勧誘することは特定商取引法で禁止されています。万一、契約してしまっても法定書面（契約書）を受け取ってから8日以内であればクーリングオフが可能です。

消費生活センターだより

相談はお早めにセンターへ!!

見守りリー

相談受付 午前9時～午後4時30分

南海線「泉佐野」駅前 ☎469-2240

電気代が安くなる?